主税局

印度綿布關稅の沿革

昭和八年四月

關稅課調査係

0000 0982

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

資料

一、外務省報告

二、海外經濟事情（八年四月十七日號）

三、バーネット、ハースト氏「ランカシヤーと印度市場」
南薗二譯（世界經濟昭和七年十月號）

四、上田貞二郎氏商業政策

0000 0983

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

一、印度綿業の現狀

印度に於ける綿業は一八五〇年頃より漸次發達し來れるものにして其の當初に於ては凡て印度人自身の資本に依り經營せられたるも、近年に至り英國資本に依るもの次第に多きを加へ、世界大戰後より特に其の發達著しきものあり。今之を左表に付見るに

	綿糸（單位百萬封度）			綿布（單位百萬碼）		
	印度工物生產	輸入		印度工物生產	輸入	
大戰前五年平均	大四七	四二		一、一〇五	二、大三二	
大戰中五年平均	大大大	三四		一、四四四	一、八四一	
一九一九	大三大	一五		一、大四〇	一、〇八一	
一九二〇	大大〇	四七		一、五八一	一、五一〇	
一九二一	大九三	五七		一、七三二	一、〇九〇	
一九二二	七〇六	五九		一、七二五	一、五九三	

0000 0984
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

一九二三	六一七	四五	一、七〇二	一、四八六
一九二四	六八六	五二	一、九五四	一、五六四
一九二五	八〇七	四九	二、二五九	一、七八八
一九二六	八〇九	五二	二、三五七	一、九七三
一九二七	六四八	四四	一、八九三	一、九三七
一九二八	八三四	四四	二、四一九	一、九一九
一九二九	八六七	二九	二、五六一	八九〇
一九三〇				
一九三一	一	三二	一	七七六

（バーネット、ハースト氏「ランカシヤーと印度市場」より）

綿布の輸入は大戦前平均の二六億三二〇〇萬碼より一九三〇年は八億九〇〇〇萬碼に、一九三一年は七億七六〇〇萬碼に減少し綿糸の輸入は大戦前平均の四二〇〇萬封度より一九三〇年は二九〇〇萬封度に一九三一年は三

二〇〇封度に減少せり。之に對し印度工場生産高は綿布に於て一一億五〇〇萬碼より二、五億六一〇〇萬碼（一九三〇年）に綿糸に於ては六億四七〇〇萬封度より八億六七〇〇萬封度に一九三〇年に增大し綿布生産高に付見るも戰前の二倍以上に達す。

綿糸の輸入は一九一九年、一九三〇年、一九三一年を除き年々戰前に於ける五ヶ年の平均額を超え居れるが、其の間に於て左記の如き著しき事情の變化を示せり。

第一、戰前の印度工場は三〇番手以下のもののみを生產し居りしが今日は次第に細番手ものの生產に向ひ居れること。

第二、一九二三年迄日本が太番手の輸入を掌握し居たりしが一九二四年頃より專ら細番手に主力を集中し、ランカシャー產品に競爭を挑むに至り、

0000 0986
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

一九二六年迄日本は三一一四〇番手の最大供給者となれること。

第三、一九二七年より今日に至るまで支那が三一一四〇番手の最大劃合の輸入を占めたり。其の原因の主要なるものとしては日本在華紡の直接的印度輸出を擧ぐることを得べし

第四、英國は一九二八年以來絶對的にも相對的にも其の地盤を失ひ、戰前まで英國よりの輸入は約三七〇〇萬封度にして總輸入量の八九%なりしも一九三一年には一二〇〇萬封度となり僅か三八%に低落するに至れり。

今綿糸輸入の總輸入量に對する日英支の百分比を示せば左の如し。

	日本	英國	支那（香港ヲ含ム）
戰前平均	一	八九	一
一九一三―一四	二	八六	一

0000 0987
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

一九一八－一九	七二	二五	三
一九一九－二〇	一三	八一	三
一九二〇－二一	四二	四九	五
一九二一－二二	二六	七〇	－
一九二二－二三	四五	五二	－
一九二三－二四	四六	四九	－
一九二四－二五	五七	三七	一
一九二五－二六	六五	三一	－
一九二六－二七	五四	四一	二
一九二七－二八	三二	三九	二五
一九二八－二九	一七	五三	二六
一九二九－三〇	二五	四六	二四
一九三〇－三一	二四	三五	四〇
一九三一－三二	二〇	三八	四二

（バーネット、ハースト氏「ランカシャーと印度市場」より

大戰後の印度綿布輸入は一切の種目に付數量、價額に於て著しく減退せり。一九一九ー一九三〇年平均は未晒綿布輸入は戰前の五七%晒綿布乃至糸染綿布輸入は各七〇%及五九%となれり。更に詳述すれば

第一、未晒綿布は戰前迄壓倒的にランカシヤーの一手販賣となり戰時中の激減も休戰匆々恢復せられ、一九二四年迄依然ランカシヤーは印度市場需要の半以上を供給せるの現狀に在りしが、一九二五年よりは印度工場品優勢となり、日本も亦競爭場裡に進出し來れり。一九二八年以來日本、印度の發展著しく、日本の輸入割合增加せしが、之に反し英國は不貫運動に阻害され現在殆ど停頓狀態に在り。

第二、晒綿布は贅澤品に屬するを以て印度に於ける購買力の減退といふ主たる影響に因りて一般的に輸入減少を示したり。此の部面に於てはランカ

シャー品從來優位を占め來れるも一九二九年より日本の競爭は忽ちにしてランカシャーを脅威し一八二八年の五〇〇萬碼より一九三〇年には二八〇〇萬碼に、一九三一年には六〇〇〇萬碼に激增するに至り、ランカシャーの地位は危殆に瀕せり。

第三、色染綿布の中には捺染、色染、糸染の各種綿布を包含する處之をランカシャーの立場より見る時捺染綿布は大戰後最著しき減退を示せり。又日本人絹織物の競爭は捺染乃至糸染綿布の何れに對しても大なる打擊を與へたり。

次に日英綿布輸入の總輸入量に對する百分率を表示す。

	未晒綿布		晒綿布		糸染綿布		全綿布	
	日	英	日	英	日	英	日	英
戰前平均								
一九一三	〇、二	九八、九	一	九八、三	〇、一	九三、五	〇、一	九七、四
一九一九	〇、五	九八、八	一	九八、五	〇、二	九三、六	〇、三	九七、一
一九二〇	一一、八	八七、一	〇、九	九六、九	五、〇	八九、九	七、〇	九〇、三
一九二一	二五、九	七二、四	〇、九	九六、九	三、三	九一、八	一一、三	八五、六
一九二二	一三、一	八二、八	〇、六	九七、八	三、六	八八、〇	八、三	八七、八
一九二三	九、六	八九、五	〇、六	九八、二	六、三	八六、九	九、六	九一、二
一九二四	一三、七	八五、二	〇、六	九七、〇	六、七	八七、四	八、八	八八、八
一九二五	一三、〇	八六、〇	〇、八	九七、一	一	八三、一	八、五	八八、五
一九二六	二〇、一	七九、二	一、〇	九六、九	一	七三、一	一、三	八八、二
一九二七	二〇、七	七八、七	〇、五	九六、四	一	七一、一	一、三	八八、三
一九二八	二四、五	七四、四	一、〇	九四、七	二	七三、六	一、六	八七、八
一九二九	二八、八	六九、四	一、〇	九四、八	二、一	六六、九	一、八	八七、五

0000 0991
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

一九二九	四二、五五六、二	二、九九二、一	三一、九五七、六	二九、三六五、〇
一九三〇	五九、八三九、二	一〇、三八四、六	三〇、二六〇、〇	三六、一五八、八
一九三一	七四、四二三、九	二一、四七四、〇	四二、四四九、四	四五、二五〇、一

（バーネット、ハースト氏「ランカシヤーと印度市場」より）

日本の躍進は眞に目醒ましきものありて、未晒綿布に於ては一九三〇年歴史上始めて英國を凌ぎ第一位となれり。又糸染綿布の増加割合も可成大なるものあり。唯晒綿布に於てのみ日本の進出割合小なるも之とても將來充分に期待さるる所であつて、僅々二十年足らずの年月を以て日本は實に皆無より出發して印度綿布輸入高の殆ど半を占むるに至れる次第なり。

二、印度綿布關税の變遷と日印條約の廢棄

以上大略印度綿業の現狀と日英の角逐を述べたるが、次に印度綿布關税の

0000 0992
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

變遷を年代的に表記せば

一、一八九四年

一切の輸入品に對し財政關稅として從價五%を課す。之はランカシャー工業家の反對に遭ひ印度工場製品に對しても同時に五%の消費稅を設定保護の效果を消滅せしむ。

綿糸は無稅とす。

次いで綿布輸入稅を從價三、五%に引下、同時に消費稅も同率に引下す。

二、一九一六年

棉布以外の一般輸入稅を財政上の必要より從價七、五%に引上、綿糸は無稅。

三、一九一七年

0000 0993
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

棉布輸入關稅を從價七、五%に引上、消費稅は三、五%据置なるを以て僅かながら玆に初めて保護主義採用せられたり。綿糸は無稅。

四、一九二一年

印度は關稅自主權を認められ、更に保護を厚くするため綿製品を含む一切の輸入稅を從價一一%に引上、同時に消費稅を七、五%に引上、綿糸は無稅。

五、一九二二年

綿製品以外の一般輸入關稅を從價一五%に引上、初めて綿糸に從價五%を課す。

六、一九二五年

七、五%の印度綿布消費稅停止。

0000 0994
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

七、一九二六年

右消費稅廢止。

八、一九二七年

六月七日印度第二關稅調查委員會は印度綿業調查に關する報告書を提出し政府之を公表す。印度綿業不振は日本の不正競爭に在りと斷じ、之が爲三十二番手以上の綿糸の生產に對し向ふ四ヶ年間奬勵金を交附すべく、其の財源は綿布輸入稅の四%引上に求むべし、但綿糸輸入稅の引上は內地手織綿布業者を阻害するを以て之を行はざるを可とすとの趣旨の報告書なりしが後幾多の保護運動に屈し遂に政府は八月十八日左の法案を議會に提出す。

一、綿糸輸入稅增徵法案

0000 0995
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

一切の輸入綿糸にして價格一封度に付一留比十四安を超えざるものに對し從來の五%從價稅を從量稅に改め一封度一安半とし右價格を超ゆるものに對しては從來通り從價五%とす。

一九三〇年三月三十一日迄有效

二、人造絹糸現行輸入稅率從價一五%を七、五%に引下、一九二七年十月一日施行。

右法案は議會を無修正の儘通過し綿糸關稅改正は九月二十二日施行せらる。

九、一九三〇年

一九二九年十一月カルカッタ稅關長ハーディの印度綿業に關する報告書公表せられたり。右は大略左の趣旨のものなり。

一、日本綿布輸入は過去八年間連續的に激増しランカシヤー竝に印度紡績の大競爭者なり。

二、十二番手二十四碼ものの相場を標準として安物には現行率の外に保護的從價稅增徵を勸告す。

斯くて印度政府は當業者の保護運動に應じ

二月二十八日左の印度綿業保護關稅法案を議會に提出す。

一、財政關稅として綿布關稅を一律從價一五%に引上（從來一一%）

二、保護關稅として三年を限り英本國以外の一切の綿布に對し更に從價五%（未晒綿布に對しては最低一封度三安半とす）の綿布附加稅を課す

然るところ保護關稅の部分は英國特惠を包含し居る爲印度獨立派の

反對を招き左の修正案提出せらる。

一、マラビヤ修正案

イ、財政關税として綿布關税を一律従價一五%に引上

ロ、保護關税として一切の未晒綿布に對し無差別に一封度三安半を加徴す

二、チェッテイ修正案

イ、財政關税として綿布關税を一律従價一五%に引上

ロ、保護關税として三年を限り英本國以外の一切の綿布に對し更に従價五%を加徴す。

但未晒綿布に對しては英本國より來るものと否とを問はず加徴し最低一封度三安半とす

然るに採決の結果はチェッテイ修正案の通過となり、一九三〇年四月

0000 0998
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

四日施行せられたるが財政關稅は一九一八年徵稅法の規定に基き遡及的に一九三〇年三月一日施行となる。

○ 玆に於て印度は初めて英國に對し明白なる特惠待遇を與へたり。

一〇、一九三一年

二月二十八日赤字補塡の爲、所得稅、消費稅と共に麥酒、洋酒、酒精、砂糖、石油、活動フイルム等に特別高率引上其他從價三〇%のものに一〇%增、同二五%のものに五%增、同一〇%ものに二、五%增の附加稅を設定する財政法案を提出したり。

然るに所得稅及石油稅の增徵に反對ありし爲政府は所得稅負擔を緩和する修正案を提出三月三十日上院を通過せしめたり。

右の內、關稅に關する部分は一九一八年徵稅法の規定に依り財政關稅と

0000 0999

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

して三月一日施行さる。

最低一封度三安半従量税を賦課せられたる未晒綿布は従價換算二〇%以上なるを以て従價五%附加税を課せられ結局綿布關税は左の如し。

一、未晒綿布

イ、英國品二〇%又は一封度　三安半の何れか高き一方

ロ、英國品以外のもの二五%又は一封度三安半の何れか高き一方

二、其他の綿布

イ、英國品二〇%

ロ、英國品以外のもの二五%

印度財政難其後益々甚しくなりたる爲

九月二十九日實況なる課税法案を議會に提出したるが關税に關する政府

原案次の如し

一、原棉一封度に付六パイの輸入税を賦課す

二、機械類及染料に一〇%の輸入税を賦課す

三、ブラウンシュガーの輸入税を一ハンドレッドウェイトに付七留比四安に増率す。

四、長靴及短靴に對する輸入税を従價二〇%又は一足に付四安の何れか高き一方を賦課す。

五、人絹糸及織糸の輸入税を従價一五%に増率す

六、人絹織物、樟腦及電球輸入税を従價四〇%に増率す

七、従價二分五厘を超ゆる輸入税率に對し一律二五%の臨時附加税を賦課す（但前記一及二に對しては之を課せず）

本案は十一月の臨時議會に持越討議せられ政府は十一月二十三日原案を通過せしめたり。隨て棉製品は二五%の附課税を賦課せらる。

0000 1001
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

一二、一九三二年

其後孟買紡績側は引續き國民運動に依る打撃及爲替關係に依る日本品の侵入を訴へて政府に對し保護を要望したるが孟買紡績聯合會は左の趣旨の陳述書を政府に提出せり。

一、保護關稅設定後減資、生産費引下、販賣制度改善等の統制方法が内外諸般の惡影響殊に日本よりの競爭の爲奏效せず綿業は依然不況に沈吟す。

二、綿布輸入は事實上減少しつゝあるも右は國内增産に基因せず寧ろ「ヌワラジ」運動の反映と見るべく、而も一九二九年と三一年度輸入量に於て英國品は十二億七千六百萬碼より三億五千六百萬碼に減少せるに日本は五億二千百萬碼より僅に三億三千六百萬碼に落ちたるに

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

過ぎず、殊に日本よりの人絹布激增は印度に於ける纖維工業全体を脅かすものなるを以て之に對し禁止的關稅賦課の要あり。

三、印度紡績は關稅保護を受け居るとするも他面機械、染料竝に原棉の輸入稅を負擔し到底日本紡績の優秀なる能力に對抗し難し。

四、日本が原棉買付に成功し金輸出禁止後有利なる爲替に依り印度市場に進出し居り現行爲替が最近數年の平均率に比し少くも一五%有利の立場に在りて一九三一年九月の輸入稅增賦を優に相殺して尙且餘力あり。

五、印度紡績は更に關稅に依る保護を必要とするは勿論印度政府は外國よりの脅威に對し昨年十一月英國印貿局が得たる如き特別なる統制權必要なり、

斯くて印度政府は日本側の凡ゆる努力に拘はらず引上に決意し、爲替低落に依る本邦綿製品輸入に對し印度綿業保護の名目を以て左の通り

八月三十日告示を以て一八九四年印度關稅法に基く關稅引上を提案せり。

甲、無地の生地綿布にして英國品以外のものの輸入稅を從價五〇%又は一封度五安四分ノ一の何れか高き一方。

乙、其他の綿布にして英國品以外のものの輸入稅を從價五〇%

施行期間を一九三三年三月三十一日迄とす、但一九三一年財政法に依る從價一一%四分ノ一の附加稅は之に適用せず

同時に政府は左の趣旨の聲明を發表せり

0000 1004
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

イ　關稅調査會は圓價下落に鑑み印度綿工業保護の爲附加稅試課を必要と認め一九三二年六月の平均爲替率たる百圓對百六留比を計算の基礎とし英國品以外の綿製品の關稅を五割三分とすべきこと竝に稅率には滑尺制採用の望ましきことを勸奬せしも右は政府に於て採用困難と認めたる爲同會は再審議の結果右率を五割とし一九三三年三月三十一日迄實施せらるべき事を勸奬す

ロ　同會は日印屋商條約の關係上、右關稅は英國品以外の凡ての輸入綿布に賦課すべしとなせり

ハ　同會は從量稅には勸奬せざりしも政府は其の最低限を一封度には五安四分ノ一とすべきに決す

ニ　右增稅は直に實施し一九三三年三月三十一日迄有效たるべく

0000 1005

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

一九三一年の財政法に依る附加稅（一割一分四分ノ一）は賦課せず（從て現行率に比し一割八分四分ノ三の增率なり）

ホ　政府が斯る措置を採用したるは純然たる一時的增稅の必要を認めたるに依るものにして目下調査會にて審議中の印度綿工業が果して保護稅を受くべき條件を充し居るや否やの問題とは全然關係なきことを聲明す

同年七月より八月にかけ「オツタワ」に於て英帝國經濟會議開催せられ英印通商協定成立したるが右に基く關稅改正法案十二月十五日議會を通過せり、然れども本改正には綿布を除外せるを以て何等影響なし。

一二、一九三三年

一九三二年九月孟買紡績聯合會は左の如き趣旨の日印通商條約廢棄に關する請願を政府に提出したるが又孟買英人商業會議所も同趣旨の陳情を爲せり。

「印度は國内産保護の爲他國の採れる如くダムピング防止法制定の必要に迫られ居れり。此際

一、政府は事前に立法議會の承認を經ずして緊急措置を採り得ること

二、産業保護に關する措置中には必要の場合自動的に附加稅を增徵し得る條項を包含せしむること

三、行政的權限を廣くし外國品が異常なる安價にて輸入せらるゝ場合には其の理由の如何を問はず直に增稅の措置を講ずるを得せしむること

の三點を包含する立法を要望す。之が爲日印通商條約が政府の解釋する

0000 1007

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

如く障害を與ふるものとせば之を廢棄又は變更して日本品ダムピング
に對する必要措置を可能ならしめんことを要望す」
といふに在り。

更に一九三三年一月十日の孟買に於ける歐洲人商業會議所聯合大會は
爲替下落國よりの輸入品に對し印度產業を保護する爲適宜の措置を執
る權限を政府に賦與する法律を制定すべしと決議せり、
此等の運動に刺戟せられ政府は不取敢本年三月三十一日迄の期限を有
する現行綿業保護法を本年十月三十一日迄延長せしむる法案を議會に
提出し三月二十日議會を通過せり。

然るに四月八日に至り印度政府は一九三三年產業保障法案を議會に上
程せり、要旨左の如し。

○

「外國商品が印度に於て印度産業の存立を危くするが如き異常に抵廉なる價格を以て賣却され又は輸入さるゝ場合印度總督は必要と認むる調査の後官報告示を以て當該印度産業の利益を保障するに必要なりと認むる程度の關稅を賦課することを得、右は一九三五年三月三十一日迄有效とす

前記法案は四月十二日下院通過同十五日上院を通過したり。

一三、日印通商條約廢棄通告

前記爲替ダムピング法案を議會に於て審議中四月十日突如として英國は一九〇四年（明治三十七年）八月調印、一九〇五年三月十六日公布の日印通商條約の一方的廢棄を通告し來れり。

右廢棄通告に關する英國政府の意嚮は大略左の如く推測せらる。

一、近時に於ける英國貿易衰退の再生回復を圖らんとすること

二、一九三二年七月オッタワ會議に於て成立したる所の左記の如き「外國貿易關係決議」を實行したること

「英帝國特惠待遇約款との關係には英帝國内諸國は特惠關税の妨害となる如き條約を今後外國と締結せず、外國との現行條約にして特惠關税の妨けとなるものあらば當該條約義務より免かるゝ措置を採る可く其他特惠關税の活用及維持に付一切の措置を採ること」

而して右會議に於て印度が英國に約したる所の「印度は將來關税改正をなすに際し英本國品に對し適當なる競爭の機會を與ふべし」との一事も亦注意すべき點なり

三、具体的にはランカンヤー綿業及印度綿業の保護を圖り日本の爲替安

0000 1010

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

に乘じたる棉製品侵入を阻止すること

四日印通商條約中の最惠國條項との關係に於て日本品に對し差別的待遇を爲すを得ざるを以て之を廢棄に決したること

其他の理由あらんも要之日印條約の突如の廢棄通告は六ヶ月の期間在りとはいへ日英間多年の友誼を破るものといはざるべからず

附錄　一、印度統治一覽

一、紀元前五〇〇〇年

アーリヤ種族（白人種）の一派中央亞細亞より南下し印度に入りインダス河地方よりガンヂス河地方に進み文化を開拓し國家を形成す

二、一四九八年

ヴアスコダガマ初めて阿弗利加希望峯迂廻の印度新航路を發見す、爾

0000 1011

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

來西班牙人、葡萄牙人、和蘭人、英人、佛人相次いで印度に來る

三、一六〇〇年　英國東印度會社を設立す

四、一六〇四年　佛國東印度會社を設立す

五、一七四五年　佛國印度總督ヂュプレックス英領マドラスを奪ふ（後アーヘンの條約に依り返す）

六、一七五七年　東印度會社のクライブなる者出で印度に於ける英國の勢力を擴張し佛國及ベンガル土王の聯合軍をプラッシーに破り英國の地位を確保す

0000 1012
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

七、一七七四年
ヘースチングス印度初代の總督となり印度侵略の大方針を定む
八、一八五七年
印度總督モガル帝國を亡し全印度を支配す
九、一八五八年
東印度會社解散せられ印度は英國王室の直轄となり印度帝國と稱す
一〇、一八七七年
英國皇帝ヴイクトリヤ女王初めて印度皇帝を兼ぬるに至る
一一、一八八〇年
歐洲のデモクラシーの思想入り自治獨立運動起る
一二、一九〇九年

0000 1013
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

一九〇四年の日露戰爭後印度人間に國民主義抬頭せるの新狀勢に應ず
る爲英國は中央及地方政府に民選の諮問機關を設置す

一三、一九一七年

英國政府は印度人官吏の採用、自治機關の擴充、責任內閣の確立に關
する重要聲明を爲す

一四、一九一九年

印度統治法制定、名目自治を認められ國務參議院立法議會及各州議會
を開設す

一五、一九二一年

モンターグ、チエルムスフオード報告に基く印度改革案（印度人に或
る程度の參政權を與へた十ケ年を施行期間とする暫定制度）實施、同

0000 1014
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

時に印度總督の絶對權限（諮會の可決法案を拒否し又否決法案を法律たらしめ得る權限）に關し印度人間に猛烈なる反對起る

一六、一九二八年

サイモン委員會を設立し印度統治組織には調査に當らしむ

一七、一九三一年

六月サイモン報告書發表さる、印度を聯邦組織とし現存國務參議院を存置、立法議會を聯邦議會と改稱し各州の組織に責任制採用を勸告す

十一月倫敦に英印圓卓會議開催